

定例会議の開催結果

第1 日時

令和8年5月21日（木）午前10時00分～午前11時10分

第2 出席者

1 公安委員会側

竹山委員長、細江委員、岸田委員

2 県警察側

本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、首席監察官
情報通信部長、総務課長

第3 議事の概要

1 報告事項

(1) 公安委員会と教育委員会による少年非行防止等定例会議の開催について

生活安全部長から、公安委員会と教育委員会による少年非行防止等定例会議の開催について報告があった。

竹山委員長から「少年の中には心身の発達が未熟で判断力が十分でない者もいると思うが、こうした少年が「闇バイト」等の犯罪に巻き込まれたとき、警察はどのように対応するのか」旨の、岸田委員から「未成熟な少年には、教育や啓発の実施が重要になる。警察としても是非取り組んでいただきたい」旨の発言があり、生活安全部長から「警察では、「怪しい」と思った段階でもよいので、まずは相談してほしい旨呼びかけている。その上で、こうして助けを求めてきた本人はもとより、その周囲の人間も保護するための体制を構築していくことになる」旨の、刑事部長から「警察では、SNSの使い方について、講習を行うといった取組もしている」旨の、本部長から「「闇バイト」については、国外で犯行に加担する者もいるため、入国管理局とも連携して言わば水際での対策も講じている。一方、国内では、先ほど生活安全部長から説明があったように、そうした相談があった場合には、家族も含めて安全確保を図っている。この「闇バイト」の問題については、委員御指摘のとおり、教育や啓発の面にも注力してまいりたい」旨の説明があった。

(2) 白タク事件の上位被疑者の逮捕について

交通部長から、白タク事件の上位被疑者の逮捕について報告があった。

細江委員から「「白タク事件の上位被疑者の逮捕について」の報告では、国外にいる者とのつながりについて言及があったが、この点についてはどうか」旨の発言があり、本部長から「県内では外国人観光客が増加している情勢にあることから、こうした情勢の変化を見過ごすことなく、対応できるようにしてまいりたい」旨の説明があった。

2 決裁事項・専決処理事項等報告

(1) 公安委員会規程（行政不服審査事務取扱規程）の一部改正について

公安委員会規程（行政不服審査事務取扱規程）の一部改正について報告があり、審議した結果、原案どおり決定した。

(2) 審査請求に対する補正命令書の送付について（2件）

審査請求に対する補正命令書の送付について報告があり、審議した結果、原案どおり決定した。

- (3) 被留置者の再審査の申請及び公安委員会に対する事実の申告に関する事務取扱規程の一部改正について
被留置者の再審査の申請及び公安委員会に対する事実の申告に関する事務取扱規程の一部改正について報告があり、審議した結果、原案どおり決定した。
- (4) 銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく事務手続に関する規程の一部改正について
銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく事務手続に関する規程の一部改正について報告があり、審議した結果、原案どおり決定した。
- (5) 指示及び自動車の使用制限に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について
指示及び自動車の使用制限に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について報告があり、審議した結果、原案どおり決定した。
- (6) 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する事務取扱規程の一部改正について
保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置等に関する事務取扱規程の一部改正について報告があり、審議した結果、原案どおり決定した。
- (7) 交通規制の実施について
交通規制の実施について報告があり、審議した結果、原案どおり決定した。
- (8) 苦情申出の調査結果及び通知について（２件）
苦情申出の調査結果及び通知について報告があり、審議した結果、原案どおり決定した。
- (9) 運転免許の行政処分について
運転免許の行政処分について報告があり、審議した結果、原案どおり決定した。